平成２７年（フ）第１７９号
愛知県一宮市緑４丁目７番12号
債務者　服部　和己
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２８８号
愛知県一宮市八幡５丁目１番16―809号　県営一宮八幡第二住宅
債務者　松川　忠義
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第９４７号
京都市西京区松尾大利町20番地88　みそのハイツ１Ｆ
債務者　稲井　輝江
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９５８号
京都府宇治市五ケ庄折坂49番地
債務者　森近　政雄
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９６０号
京都府宇治市五ヶ庄三番割32―１　医療法人栄仁会宇治おうばく病院、住民票上の住所京都府宇治市宇治野神92番地の10
債務者　石貫イツエ
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３８７号
兵庫県姫路市大津区天神町２丁目154番地
市営天神住宅１棟1309号
債務者　宮内　幸多
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３９２号
兵庫県姫路市四郷町坂元119番地１　市営上鈴住宅２棟203号
債務者　前田　陽子（旧姓池尻）
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３９５号
兵庫県姫路市広畑区高浜町３丁目７番地
債務者　柳政男こと　柳　　達也
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４０５号
兵庫県姫路市保城567番地
債務者　松本　信次（旧姓杉原）
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４０８号
兵庫県加古川市平岡町新在家99番地の１　ライフタウンⅡ―405号
債務者　浜本　貴子
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第７１８号
広島市中区白島中町12番17―201号
債務者　松原　貴司
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７３０号
広島市西区古江西町30番３―102号　Ａ棟
債務者　小柳　　純
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７４１号
広島市安佐北区可部町大字桐原1966番地８
債務者　山名　隆美
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２２５号
香川県さぬき市長尾西2266番地３
債務者　山下　孝之（旧姓松木）
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１３６０号
福岡市城南区田島４丁目26番３―204号
債務者　一木　孝利
1　決定年月日時　平成27年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４５０号
福岡市早良区有田６丁目23番14―101号
債務者　縄田　徳光
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４５７号
福岡市西区姪の浜４丁目12番19―503号
債務者　山本　公子
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部